訓 令

埼 玉 県教育委員会訓令第五号

埼 玉 県 教 育 局

県 <u>\f</u> 教 育 機 関

埼 玉県教 育局 等職員服務規程 \mathcal{O} _ 部を改正する 訓令を次 のように に定める。

成二十 八年十二月二十六 日

埼 玉 県教育委員会委員 長 岩 本 育 子

埼玉 県 教 育 局等 職員服務規程の 一部を改正する訓令

を次のように改正する。 埼 玉県教育局等職員服務規程 (昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第四号) \mathcal{O}

部

式 0 第 ては介護時間 第 八号) 十条第三項 を 中 簿 「介護休暇 (様式第八号の二) 介護休 にあ 暇 0 \mathcal{O} 7 下 は 12 \sqsubseteq 介護休暇簿 に改める。 「又は介護時間」 (様式 (第八号) を加え、 を、 介介 介護時 護 休 暇 間 に (様 あ

合を含む。 る場合を含む。 第二十四条の二第二項中 $\overline{}$ を加える。 」を、「I 同条第四項」 「第七条第二項」 の下に「 の 下 に (同条第五項に (同条第三項にお お 11 て準 V) 甪 7 でする場 準 用 す

 \Diamond 第二十四 条の三第一項第二号及び 同条第二項第二号中 取 消 を 取 改

様式第八号を 次 \mathcal{O} ように改め

						介	護	付	K	暇		簿												(第一面)
											所		属						氏	,		名		
	氏		名							要	介	護 者	\mathcal{O}	状 態	及	Ωį	具	体日	的	なり	下 ii	も の	内	容
	続		柄							佐 1日														
平 / 	同居	音・別居	号の別		□ 同居		□別	居		第1回														
要介護者に	介護	が必要	ことなっ	た時期						***														
関する事項										第2回														
						年	月		日	## a D														
										第3回														
						指定期間の申出・指定																		
		第	1回			第2回							第3回											
申出の期間		申出日	本人印	決裁 権者	通算期間	申出	出の期間	申出日	本人	決裁 相 権者		通算期間	ı	申出	出の其	期間		申出	日	本人	印	決裁 権者		通算期間
年 月 日	から					年	月 日から					П		年	月	日カ	36							
年 月 日	まで				月日	年	月 日まで					月	日	年	月	日ま	きで							月日
備考						備考			·			備考												
						指	定期	間の	延	長・	矢	短 縮												
第1回							第2回												第	3回				
延長・短縮後 末日	0	申出日	本人印	決裁 権者	延長・短縮後 の通算期間		短縮後の 末日	申出日	本人	決裁 権者		延長・短縮の通算期		延長・	• 短網 末日	諸後σ)	申出	日	本人	印	決裁 権者		延長・短縮後 の通算期間
(年月日	から)					(年	月 日から)					-		(年	月	日か	ら)							
年 月 日	まで				月 日	年	月 日まで					月	日	年	月	日ま	きで							月日
備考						備考		•	•	•				備考										

						介護休	暇の	請求	承認				(知一四)
	- t. t.	承	認	l	総務		- 限 - 収		D PC	期	間		
承 認 年月日	請 求 年月日	決裁 権者	риц.	本人印	担当処理	年	月	•	日	時	間	日· 時間数	備考
						年 年 月	日から 日まで	□毎日 □その他	()	時 分~	時	<u>日</u> 時	
						年 月	日から	□毎日	()	時 分~	時 分	日	
• •	• •					年 月	日まで	□その他	()	時 分~	時 分	時	
						年 月 年 月	日から 日まで	□毎日 □その他	()	時 分~ 時 分~	時 分 時 分	<u>日</u> 時	
						年 月	日から	日毎日	()	時 分~	時 分	月	
						年 月	日まで	□その他	()	時 分~	時 分	時	
						年 月 年 月	日から 日まで	□毎日 □その他	()	時 分~ 時 分~	時 分 時 分	<u>日</u> 時	
						年 月	日から	□毎日	, ,	時 分~	時 分	日時	
						<u>年月</u> 年月	日まで	□その他	()	時 分~	時分		
• •	• •					年月年月	日から 日まで	□毎日 □その他	()	時 分~ 時 分~	時 分	<u>日</u> 時	
						年 月	日から	□毎日		時 分~	時 分	日	
						<u>年月</u> 年月	日まで 日から	□その他□毎日	()	時 分~ 時 分~	<u></u> 時 分 時 分	時	
• •	• •					年月年月	日まで	□母□	()	時 分~	時分	<u>日</u> 時	
						年 月	日から	□毎日	, ,	時 分~	時 分	<u>日</u> 時	
						<u>年月</u> 年月	日まで 日から	□その他□毎日	()	時 分~ 時 分~	<u></u> 時 分 時 分	時 日	
• •	• •					年 月	日まで	□その他	()	時 分~	時 分	時	
						年 月 年 月	日から	□毎日	()	時 分~	時 分	<u>月</u> 時	
						<u>年月</u> 年月	日まで 日から	□その他□毎日	()	時 分~ 時 分~	<u></u> 時 分 時 分	·····································	
• •	• •					年 月	日まで	□その他	()	時 分~	時分	時	

備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 該当する□には ▶印を記入すること。

															(
						介護	木暇	の取り	肖し等						
受 理	届出	受	理	* '	総務	休	暇	の取	消し	等	\mathcal{O}	期	間		
受 年月日	年月日	決裁 権者		本人印	担当 処理	年	月	B	時		間	j	日・ 時間数	備	考
						年	月	日から	時	分~	時	分	日		
, ,						年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
						年	月	目から	時	分~	時	分	日		
, ,						年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
						年	月	目から	時	分~	時	分	日		
, ,						年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
						年	月	目から	時	分~	時	分	日		
, ,						年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
						年	月	日から	時	分~	時	分	日		
, ,						年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
						年	月	日から	時	分~	時	分	日		
						年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
						年	月	日から	時	分~	時	分	日		
						年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
						年	月	日から	時	分~	時	分	日		
						年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
						年	月	日から	時	分~	時	分	日		
						年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
						年	月	日から	時	分~	時	分	日		
	, ,					年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
						年	月	日から	時	分~	時	分	日		
						年	月	日まで	時	分~	時	分	時		

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

							介	護	時	i i	薄					(表面)
												所	属	氏	名	
	兵 続	1		名												
要介護者				柄												
関する事	古 15.		・別居				同居		別居			要介護者の状				
(対)の事	一 介語	隻がり	必要と	なった	時期							態及び具体的				
							年	月	日			な介護の内容				
連続する	3年の其	期間		_					_		_					
			7	年	月		日から			<u>月</u>	日まで	-14-m	=	##		
承認	請求	. –	承	認	本人	総務		休	眼	₹	<i>(</i>)	期		罰		
年月日	年月日	1	決裁		印	担当		年	月		日	時		間	備	考
1 / 4 1 .	1 / 4 1 .	7	権者		, ,	処理										
							年		日から	□毎日		時	分~	時 分		
							年	. 月	日まで	□その他	()	時	<u>分~</u> 分~	時 分 時 分		
							年		日から	□毎日		時	分~	時 分		
							年		日まで	□その他	()	時	<u>分~</u> 分~	<u></u> 時 分 時 分		
							年		日から	□毎日	(時				
		-					年		日まで	□その他	()	時	<u>分~</u>	<u></u> 時 分 時 分		
							年	. 月	日から	日毎日	(時味	分~	時 分		
		-					年 年	<u>月</u> 三月	<u>日まで</u> 日から	□その他□毎日	()	時 時	<u>分~</u> 分~	時 分 時 分		
• •							年	· 月 · 月	日まで	□毎□	()	時	分~ 分~	時分		
							年		日から	□毎日	()	時	 分~	時 分		
• •	• •						年		日まで	□その他	()	時		時分		
							年		日から	□毎日	/	時	<u>分~</u> 分~	····································		
• •	• •						年		日まで	□その他	()	時		時分		
							年	. 月	日から	□毎日	, ,	時	<u>分~</u> 分~	時 分		
• •	• •						年		日まで		()	時	分~	時 分		

備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 該当する□には ▶印を記入すること。

亚 畑	E III	受	理	+ 1	総務	休	暇の	取消	し等	<i>(</i>)	期間			
受 理 年月日	届 出年月日	決裁 権者		本人 印	担当処理	年	月	日	時		間		備	考
						年	月	日から	時	分~	時	分		
• •	• •					年	月	日まで	時	分~	時	分		
						年	月	日から	時	分~	時	分		
	•					年	月	日まで	時	分~	時	分		
						年	月	日から	時	分~	時	分		
	•					年	月	日まで	時	分~	時	分		
						年	月	日から	時	分~	時	分		
						年	月	日まで	時	分~	時	分		
						年	月	日から	時	分~	時	分		
						年	月	日まで	時	分~	時	分		
						年	月	日から	時	分~	時	分		
						年	月	日まで	時	分~	時	分		
						年	月	日から	時	分~	時	分		
						年	月	日まで	時	分~	時	分		
						年	月	日から	時	分~	時	分		
						年	月	日まで	時	分~	時	分		
						年	月	日から	時	分~	時	分		
						年	月	日まで	時	分~	時	分		
						年	月	日から	時	分~	時	分		
						年	月	日まで	時	分~	時	分		
						年	月	日から	時	分~	時	分		
						年	月	日まで	時	分~	時	分		

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

例第2 託を受けた 養子縁組に 号又は第3 め、 様式第十九号の二の 条の2に規定する者である 同様 中 日、(4)」 係る監護期間中の者、 式 0 に改め、同様式の (注) 4 中 を加える。 (注) 「第 2 2 中 祭の2 場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委 養子緣組里親 (注 第 $^{\circ}$ 第2 祭の2 5 中 「(3)」 号又は第3号) \subset 徭 ယ 中 て委託を受け養育する \mathcal{O} を 「鶏 次に _ 「請求に を 12 条の 闸網 庥 2 ω 条の3第 徭 る子が特別 * ω 又は条 中

___ 庥 2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた る監護期間中の者、 様式第十九号の三の (4)」を加える。 養子縁組里親とし 注 4中「(3 て委託を受け養育する者又は条例第2条の \mathcal{O} 次 E 「請求に係 \mathcal{N} 子が特別養子縁組に

様式第二十四号の二を次のように改める。

		深夜勤	務・時間外	勤務制限	請求書			
						年	月	日
 	奇玉県教育委員会	教育長 様		所	属			
		[深夜勤務	職•	氏名	٦		▣
ì	欠のとおり □介護	。 のため [[‡] [時間外勤務 動務時間条第2 おいて条準用 コ第7を第4 おいて	項(同条 する場合 項(同条	を含む。) 第5項に	の制限を	·請求	します。
		氏 続	名_ 柄					
1	請求に係る子又	生 年	月 日	白	F 月	日生(□]出産 ⁻	予定日)
	は要介護者	養子縁組の効力	力が生じた日		F 月	日		,,_,,
		子の委託等が	開始された日	白	F 月	日		
2	職員の配偶者で 当該子の親であ る者の有無及び 状況	□有□□]深夜におい]負傷、疾病 り養育が]産前6週間 14週間) フ]上記のいる る。)。	病、身体」 困難である 間(多胎類 なは産後	上又は精神 る。 壬娠の場合 8 週間以内	合にあって 内である。	は、	□無
3	要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容							
4	注土)ヶ板フザ明	深夜勤務 の制限	年年		日から 日まで	□ 毎日 □ その他	ī ()
4	請求に係る期間	時間外勤 務の制限	年 □ 1年	月 □ 14	日から 年に満た	ない期間(<u></u>	月)
	欄に出産子 (2) 「養子縁 子を養育す 2について (1) この欄は すること。 (2) 「深夜に	に 保 に に に に に に に に に に に に に	請し生求 す し。 護 勤の「た場」たい る て す 務の たい る たい る の の に め る かん る かん る かん しょい かん 間 しゅい はん しょい かん しょい かん しょい かん しょい かんしょう かんしょう かんしょう かん しょい かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしんしん はんしん はん	出予及み深とのを請請請請ない。	いののある。 いのである。 いのである。 いのである。 でのでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもで	合には、 印を記され 請求業 記入する場 記入する場 は、当該記	「生年に けること」 場合が 1 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	月と 日。 欄 記 に る 子 る 子

離縁 □ 養子縁組の取消 □ 家事審判事件の終了児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除	様式第二十四号の三中「(□ 離薬 □ 暑
件の終了置の解除	養子縁組の取消
」 に 改 める	.の取消)」を
0	

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。附 則